

令和 8 年 9 月 1 日

旅客船の輸送の安全確保に関する命令^{注1}書を発出しました

令和 8 年 5 月 26 日に福山市から中国運輸局あてに、同者が運航する「平成いろは丸」について、船舶安全法に基づく中間検査を期限内に受検せず運航していたとの通報を受け、令和 8 年 5 月 27 日及び同年 6 月 11 日に福山市及び当該船舶に対して、中国運輸局及び尾道海事事務所の運航労務監理官が、海上運送法第 25 条第 1 項^{注2}に基づく立入検査を実施したところ、上記事実に加え、安全教育の未実施等、同者が定める安全管理規程を遵守しておらず、輸送の安全が確保されていない事実が確認されました。

今後、かかる事態の再発防止を図り、輸送の安全を確保するため、下記のとおり輸送の安全確保に関する命令書を発出しましたので、お知らせいたします。

注 1：輸送の安全確保に関する命令：国土交通省海事局長通達「旅客運送船舶運航事業者に対する行政処分等の基準について」（令和 6 年 3 月 29 日付け国海安第 183 号、国海内第 199 号、国海外第 700 号）によって違反点数制度による処分基準が定められている。違反点数の累計が 16 点以上となった場合は、原則海上運送法第 19 条第 2 項の規定に基づく輸送の安全の確保に関する命令書発出等の行政処分となる。

注 2：海上運送法第 25 条第 1 項（抜粋）：「国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があると認めるときは、その職員に定期航路事業等の用に供する船舶、事業場その他の場所に臨んで、帳簿書類等に関し検査をさせ、又は関係者に質問をさせることができる。」

記

1. 発出年月日

令和 8 年 9 月 1 日（火）

2. 対象事業者

事業者の名称：福山市

事業者の住所：広島県福山市東桜町 3－5

代表者の氏名：市長 枝廣 直幹

3. 命令の内容及び当該事業者に対する違反点数付与状況

- （1）船舶所有者は、船舶安全法第 18 条に基づく検査を受検し、有効な船舶検査証書を受有する船舶を航行の用に供すること。【10 点】

- (2) 経営トップは、法令に違反した事実に対する再発防止策を策定し、適切な安全管理体制を確立するとともに、事案の再発防止に向けて、安全管理規程第4条に基づき、船舶安全法をはじめ、輸送の安全を確保するために、関係法令及び福山市渡船条例の遵守と安全最優先の原則について主体的に関与し、安全マネジメント態勢を構築すること。【1点】
- (3) 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、船舶安全法をはじめ、関係法令の遵守と安全最優先の原則を安全マネジメント態勢の構築に関わる部署へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。【2点】
- (4) 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、船舶安全法をはじめ、関係法令及び安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。【2点】
- (5) 運航管理者は、安全管理規程第21条に基づき、配船計画を作成するときは、使用船舶の安全性を検討し、有効な船舶検査証書を受有する船舶を運航すること。【10点】
- (6) 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第49条及び第51条に基づき、運航管理補助者、乗組員等に対し、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を含む）、関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について周知徹底を図るため、理解しやすい具体的な安全教育を定期的に実施し、その概要を記録簿に記録すること。【2点】
- (7) 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第50条及び第51条に基づき、関係者ととともに、年1回以上、事故処理に関する訓練を実施し、訓練実施後はその概要を記録すること。

また、運航管理者は、地震防災対策基準第18条に基づき、関係機関もしくは関係事業者と共同して地震防災に関する教育及び訓練を計画的に実施し、その概要を記録簿に記録すること。【2点】

4. 命令に対する具体的措置の報告期限及び報告方法

令和8年10月1日（木）までに、文書により中国運輸局長あて報告すること。

5. 当該事業者に対する違反点数付与状況

今般付与する違反点数及び当該事業者の累積違反点数は、以下のとおり。

- (1) 今般付与する違反点数 29点
- (2) 当該事業者の累計点数 29点

【問い合わせ先】

中国運輸局海上安全環境部 運航労務監理官

なかばやし あらかわ みたに
中 林・荒川・三谷 TEL:082-228-8708

尾道海事事務所 運航労務監理官

おかの
岡野

TEL : 0848-23-5242